

WASSAMU

6th
WASSAMU TOWN
MASTER PLAN

第 6 次 和 寒 町 総 合 計 画

2021 ▶ 2028
令和 3 年度 ~ 令和 10 年度

ごあいさつ



和寒町長 奥山 盛

私たちのまち和寒町は、明治32年（1899年）未開の地に開拓の鋤がおろされて以来、先人のたゆみない努力と英知の結集により、塩狩峠の麓に広がる緑豊かなまちとして、今日的发展を築き、平成27年（2015年）には開村100年の節目を迎え、平成31年（2019年）には「わっさむ120年」の歴史を刻みました。

「第5次 和寒町総合計画」では、あらゆる社会情勢や環境の変化に対応し、力強くたくましい和寒町を築いていくことができるよう平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とし取り組んできましたが、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからず、地方交付税の削減などによって自治体運営は一層厳しい状況におかれ、さらには地球規模での環境問題や自然災害への対応など総合的な取り組みが求められてきております。

「第6次 和寒町総合計画」は、こうしたことを踏まえながら、産業や商工業のさらなる発展、高齢者などへの支援と充実した教育文化の環境づくりなど、『住んでいて良かった、住み続けたい』と思えるまちをめざし、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間の計画期間として策定しました。

本計画の推進にあたっては、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、積極的に各施策に取り組む考えでありますので、町民の皆さまをはじめ、関係機関や関係団体のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、町民意向調査や町政懇談会などにおいて、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さまをはじめ、ご尽力をいただきました総合計画審議会委員の皆さま、町議会議員の皆さまには心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

第1部 総論

第1章 総合計画の考え方

《第1節》 総合計画策定の意義

和寒町は、平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年を計画期間とする「第5次 和寒町総合計画」を策定し、7つの基本目標を定めながら、その実現に向けた様々な取り組みを推進してきました。

この間、少子高齢化・人口減少の急速な進行や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきました。

また、町内では加速する人口減少への対応が大きな課題となっているほか、保健・医療・福祉の充実、快適で安全安心な住環境の整備、農業などの産業振興、若い世代においては子育て・教育環境の充実への関心も高まっています。

今後、厳しい財政状況が続くことが予想される中で、社会・経済情勢の変化や町の課題、町民ニーズを的確に対応しながら、将来にわたって自立・持続可能な和寒町をつくっていくためには、町民との連携や行財政運営をさらに効果的に進めていかなければなりません。

このため、第5次 和寒町総合計画が終了することを機に、これを継承・発展させるとともに、新たな発想を加え、町民のまちづくりの共通目標として、また、町の新たな行政運営の指針として、第6次 和寒町総合計画を策定するものです。



《第2節》 計画の性格と位置付け

本計画は、本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針としての性格を有しており、自治基本条例の基本理念の実現を図るため、同条例第16条の規定により「最上位計画」として位置付けられています。

また、本計画は分野別に策定されている個別計画との整合性が図られ、本町のまちづくりにおける最も基本的で総合的なまちづくりの方向性を示した計画となります。

《第3節》 計画の構成と期間

1 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までの8年間とします。

第1部 総論

2 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の特長・資源や社会情勢を踏まえ、本町がめざすべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、分野ごとの現状や課題を明らかにし、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すもので、実施計画の基礎となるものです。

(3) 実施計画

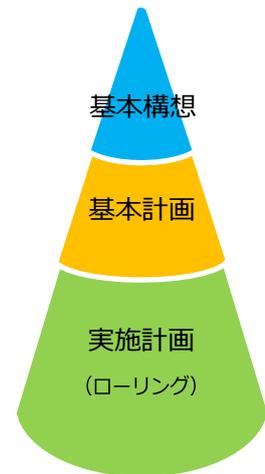
実施計画は、基本計画に示された施策や事業を実施する具体的な計画であり、本町の財政状況や国・道の施策を勘案しながら、事業ごとに実施期間などを示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画の期間は「前期計画」「後期計画」に区分し、前期計画は令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間とします。

実施計画は、3か年の計画を毎年ローリングして内容を精査し、社会の変化に応じて柔軟な見直しと調整を図り、計画全体の効果的・効率的な推進に努めます。

【計画の構成と期間】

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本構想	8年間							
基本計画	8年間							
実施計画	前期4年間				後期4年間			
	ローリング(3年間)							



第2章 和寒町の概要

《第1節》 位置・地勢・気候

和寒町は、天塩川支流マタルクシュケネブチ川の源流沿いで塩狩峠の麓に広がり、東経 142 度 14 分～東経 142 度 30 分及び北緯 43 度 56 分～北緯 44 度 07 分に位置し、東西に 23.6km、南北に 17.7km、面積 225.11 平方 km を有しています。

東、南、西の三方を比較的低い山岳に囲まれ、東は士別市と、南は比布町、鷹栖町、旭川市とそれぞれ稜線を界して接し、西は幌加内町と接しています。また、北は剣淵川が天塩川に合流するために平坦に開かれていて、ペンケペオツペ川、六線川を界して剣淵町と接しています。

本町のほぼ中央を国道 40 号と J R 北海道宗谷本線が南北に縦貫し、和寒駅を起点とした道道和寒幌加内線、道道和寒鷹栖線、道道上士別和寒線が横断しています。

また、北海道縦貫自動車道があるなど、周辺都市とのネットワークは良好な条件にあり、北海道の中心都市である札幌市までは約 2 時間でアクセスできます。

気候は、上川北部の盆地特有の、四季の変化がはっきりとした内陸型気候で、5 月から 9 月中旬までは比較的高温多照に恵まれ、10 月以降は大陸性高気圧の影響を受けて日照時間が短くなり、10 月下旬から 11 月初旬の初雪から積雪寒冷の季節が 4 月まで続きます。

《第2節》 和寒町のあゆみ

明治 32 年（1899 年）に開拓の鋤がおろされ、塩狩峠の麓に広がる緑豊かなまちとして今日の発展を築き、平成 31 年（2019 年）には「わっさむ 120 年」の歴史を刻み、平成 27 年（2015 年）には、大正 4 年（1915 年）の剣淵村から分村し開村 100 年を迎えております。



塩狩峠を走る SL

【明治 32 年～明治 44 年】（1899 年～1911 年）

明治 32 年、鉄道天塩線の開通により本町の市街が形成。その後、木材の搬出などで移住者が増加し、明治 35 年から中和などに団体入植が相次ぐ。和寒の町は活況を呈し、明治 33 年のわずか 15 戸から明治 42 年には 880 戸を数え、剣淵村人口の約 50% を占める。この時期、町内に小学校、郵便局、巡査駐在所などの公共施設が相次いで設置され、本町の市街地の基礎が形成される。

【大正元年～大正 14 年】（1912 年～1925 年）

市街地が形成され戸数が急増し分村の気運が高まるなか、剣淵村が誕生して 9 年後の大正 4 年 4 月 1 日、剣淵村からの分村が認められ、和寒村が誕生。

この時期、除虫菊の需要の高まりや木材工業の盛況により村勢は大きく飛躍し、大正 9 年に実施された第 1 回 国勢調査では戸数 1,758 戸、人口 9,370 人を数える。

【昭和元年～昭和 20 年】（1926 年～1945 年）

昭和 2 年に始まった金融大恐慌の嵐は農村部にも影響を及ぼし、加えて凶作や豊作貧乏に打ちのめされ、昭和初期の村勢は苦難の連続となる。「7 月土用に雪が降る」と形容された除虫菊の生産は、昭和 10 年にピークを迎え、日本一の生産量を誇る。

昭和 16 年、それまでの行政区が廃止され 8 町内会、31 部落会が設置される。

第1部 総論

【昭和21年～昭和39年】（1946年～1964年）

地方自治法が公布され、昭和22年初の公選村長が誕生し民主村政が始まる。

戦後改革の大きな柱であった農地改革と教育改革により、農地の解放や教育環境の整備が行われるなか、昭和27年1月1日待望の町制施行により和寒町としての歴史が始まる。

病院の新築開設や公営住宅建設、道路整備及び市街地区の水道整備など戦後復興と民政の安定を目的に数々の事業が展開され、近代化に向かってめざましい発展をする。また、昭和20年に10,964人と1万人を突破した行政人口は昭和38年まで続き、昭和31年には本町の最高人口11,736人を記録する。

【昭和40年～昭和63年】（1965年～1988年）

日本経済は昭和30年代から高度成長期に入り、昭和40年代後半には安定成長期に移行、生産力の拡大や所得水準の向上など農業生産基盤の整備や生活環境の充実を実現する。しかし、一方では都市部へ人口が集中し、地方の過疎問題が深刻化となる。

和寒町においても公共施設が整い生活環境の都市化が進むなか、昭和40年9,752人を数えた行政人口は昭和63年には6,012人と人口減少の傾向が顕著に現れ始める。

昭和46年度に第1次和寒町総合計画、昭和56年度には第2次和寒町総合計画を策定し、町政の近代化と計画的な町政を推進。

【平成元年～平成22年】（1989年～2010年）

元号が昭和から平成と改められたこの時期、公共下水道の供用が開始、総合体育館や研修館、町立図書館及び保健福祉センターなどの施設が完成。

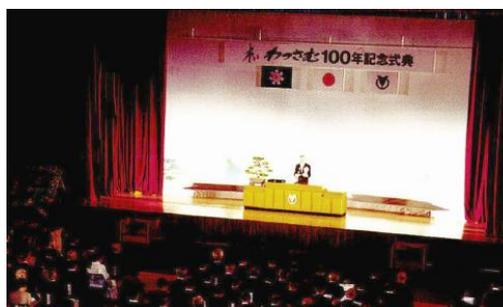
天塩町との友好交流や全日本玉入れ選手権大会の開催など、町民主体の活動が広がる。

平成2年度には第3次和寒町総合計画、平成12年度には第4次和寒町総合計画を策定。

平成の大合併は選択せず、単独の道を選択した本町が自立の道を歩んでいけるよう第3次行政改革大綱に基づき使用料手数料の見直しや平成20年には自治会への移行など、町民と一体となって自主自律したまちづくりに向けた取り組みを進める。

過疎化・少子高齢化の進行とともに、小学校の統廃合が進み1校となる。また、60年の歴史を刻んできた和寒高等学校が平成22年3月をもって閉校する。

行政人口は、平成21年12月1日には4千人を下回る3,998人となる。



わっさむ100年記念式典（平成11年/1999年）

【平成23年～令和2年】（2011年～2020年）

再生可能エネルギー活用事業として、木質バイオマス燃料製造施設及び木質バイオマス熱源供給施設（役場・図書館・保健福祉センターへ暖房用熱源を供給）の整備、農村体験交流滞在施設 エココテージや地域資源活用交流施設 ふれあいのもりなどが完成。

平成25年3月、市街地区の光通信回線サービスが開始される。

気候の変動による豪雨災害が多発し、平成30年には北海道胆振東部地震による北海道全域でのブラックアウトなど、自然災害への対策が急務となるなか、町河川改修や備蓄資材の整備など、防災・減災対策を早急に進める。

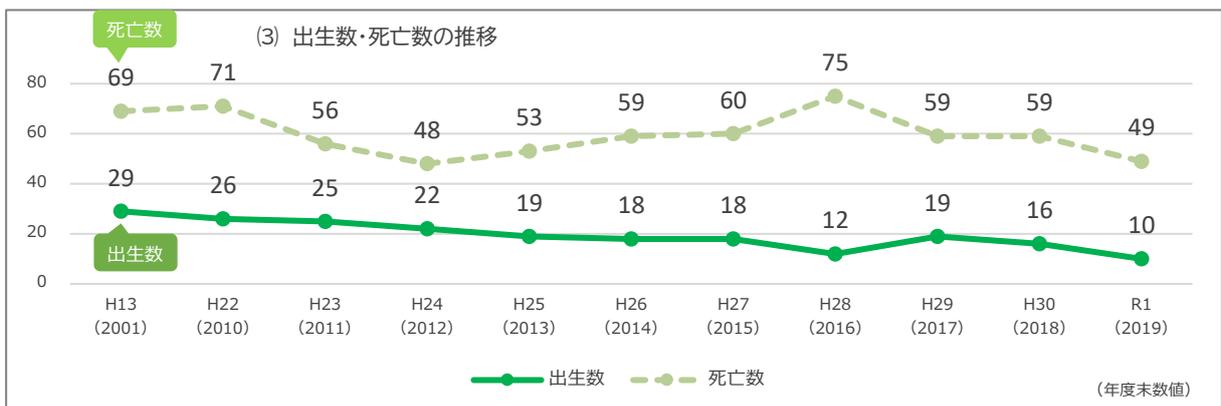
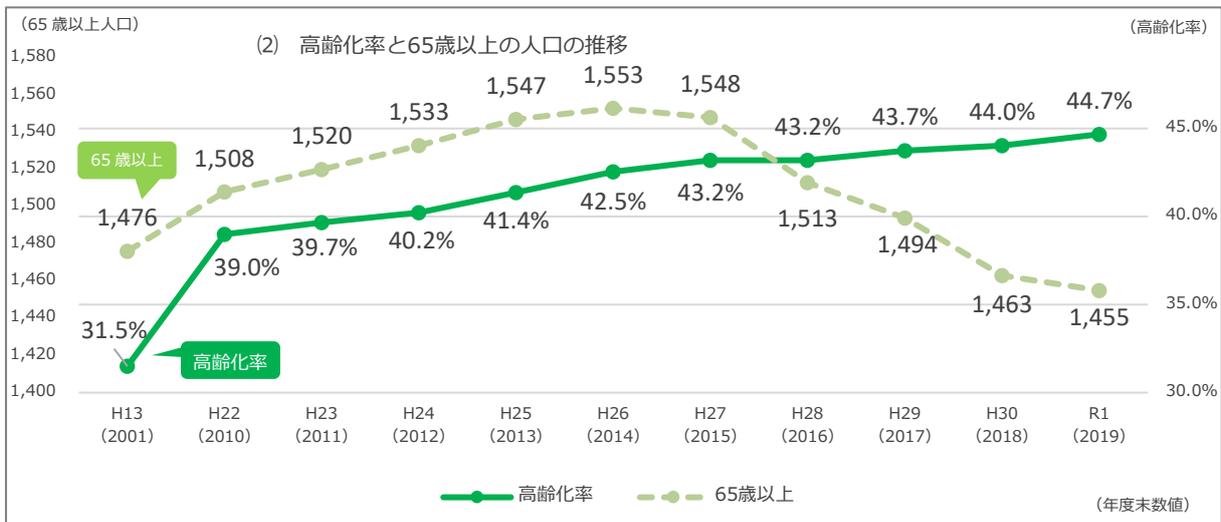
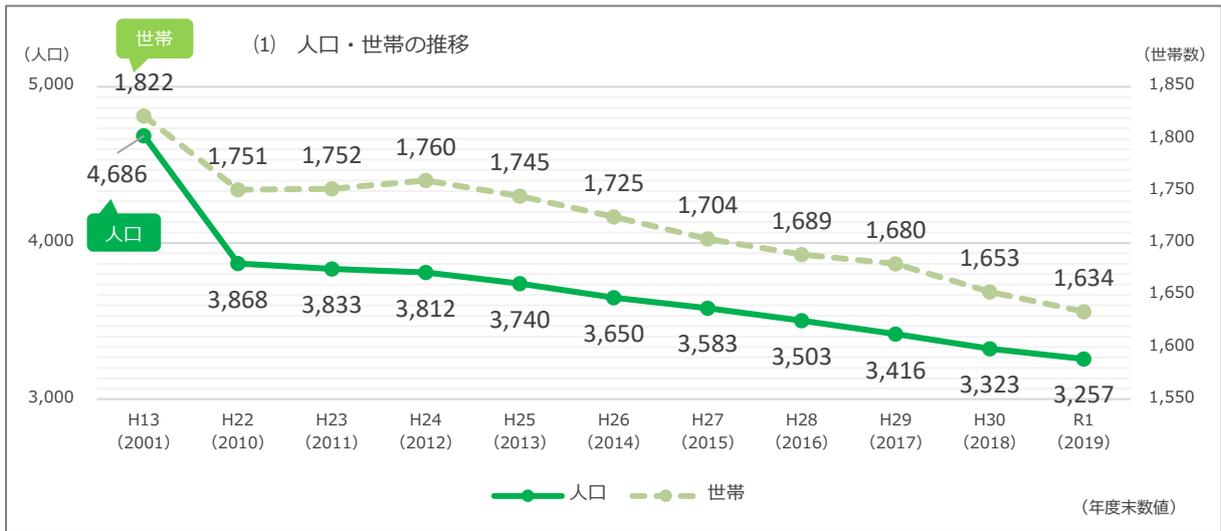
事務事業の見直しにより、使用料手数料については消費税増税や物価上昇のため、令和2年度から料金改定を行う。

第1部 総論

《第3節》 人口・世帯

和寒町の人口は、昭和31年（1956年）の11,736人をピークとして、平成8年（1996年）には5千人を下回り、平成21年（2009年）12月に3,998人と4千人を下回りました。（住民基本台帳調べ）

第5次和寒町総合計画（平成23年～令和2年/2011年～2020年）の期間内においても人口の減少と高齢化率の上昇、自然減の状況が続いています。



《第4節》 対応すべき時代の背景

近年、国や地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化してきており、新型コロナウイルス感染症への対応など、これからのまちづくりにおいて、的確かつ柔軟に対応すべき代表的な時代の背景は次のとおりです。

1 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国は、少子高齢化と人口減少が同時にかつ急速に進行するという、かつて経験したことのない危機的な状況を迎えています。このような中、活力と魅力ある社会を維持するため、全国的に「地方創生」による取り組みが進められています。

このため、本町においても、町一体となった人口減少対策をはじめ、すべての分野において、子どもを生き育てやすい環境づくりや高齢者社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが求められています。

2 地域産業・経済の低迷

地方の産業・経済は、世界的な経済危機の影響はもとより、地域間・国際間競争の激化、少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足等を背景に、依然として厳しい局面に立たされています。

このような中、農業の担い手や後継者の不足、農地の荒廃が全国的に深刻化するとともに、商工業においても、商店の衰退や企業の撤退等の状況がみられ、これらに伴う地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が大きな問題となっています。

このため、これからのまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地域産業に活力を取り戻す取り組みを模索していくことが必要です。

3 安全安心への意識の高まり

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生等を背景に、地域の防災・減災体制への人々の意識がこれまで以上に高まってきています。

また、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や悪質商法による被害の増加、食の安全性に関する問題の発生、身近な医療・福祉への関心の高まりなどを背景に、安全に安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、これからのまちづくりにおいては、あらゆる災害への備えや防犯体制の強化を進めるとともに、医療関係者の都市部への集中、専門科受診や過疎化に伴う患者数の減少など、医療体制の見直しを図りながら地域医療の確保に努め、すべての分野で安全安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められています。

4 環境保全・エネルギー対策の重要性の高まり

地球温暖化の一層の深刻化、大気汚染や海・河川の水質汚濁をはじめとする国・地域における環境問題の発生等を背景に、国や地域はもとより、住民一人ひとりが、環境保全やエネルギーの循環に向けた具体的行動を起こすべき時代を迎えています。

このため、本町においても、自然環境の保全やごみのリサイクル、公共施設のLED化をはじめ省エネルギー対策の推進など、循環・自然共生を基本とした持続可能な社会の形成に向けた取り組みを進めていくことが求められています。

5 情報化・グローバル化の進展

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境はさらに向上を続けているほか、IoT※やAI※なども生活に身近なものとなってきており、あらゆる分野でICT※を利活用する時代を迎えています。また、人・物・情報の国境を越えた交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化が進んでいます。

本町において、光ファイバーを町全域で利用できるよう通信事業者が整備を進めており、地域間格差の解消や多様な行政ニーズなど、情報化がこれからのまちづくりに欠かせない要素としてとらえ、積極的に取り組んでいくことが求められています。

※IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略で、PCや通信機器を除いた、ありとあらゆる「モノ」がインターネットとつながる仕組みや技術のこと。

※AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネット、SNSの活用など通信技術を使って人と人がつながる技術のこと。

6 新型コロナウイルス感染症対策

2020年（令和2年）1月、北海道においても感染が拡大し大きな影響を受けた新型コロナウイルス感染症による人体及び経済への打撃は、感染予防と社会経済活動の両立のもと、徐々に回復しつつありますが、依然として予断を許さない状況であり、感染拡大を予防する新しい生活様式に基づきながら、公共施設の利用方法や経済の回復など感染防止の継続と対策を進めることが求められています。

7 効果的な行財政運営

国の財政状況により、補助金の整理合理化、地方交付税の変動など、地方財政の厳しい運営は避けられない状況にあります。さらに、過疎と少子高齢化の進行は、地域活力の低下を招き、地域間格差がますます大きくなると予想されます。

また、地方創生の時代を迎え、これからの地方自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、独自の政策を展開していくことが一層強く求められます。

このため、本町においても、町民の多様な意見を集めながら参画・協働を促し、効果的な行財政運営をさらに進め、将来にわたって自立・持続可能なまちづくり体制を確立していくことが求められています。

8 これからの時代を担う人材育成

近年、情報技術の飛躍的な進化等を背景とした人工知能（AI）の急速な進化やグローバル化の進展に伴い、社会の変化は加速度を増し複雑で予測困難となってきており、今後の未踏の時代に社会的・職業的に自立したくましく生き抜いていくためには、想定外の事象や未知の事象に主体的に解決していこうとする力を培っていくことが大切です。

そのためには、世代に応じた基礎となる学力、体力の向上・維持を行い、創造的な発想力や多様な他者と協働しながら様々な課題に意欲的に取り組む資質・能力を持った人材の育成が求められています。



冬の市街地

第3章 町民参加の状況

《第1節》 町民参加の状況

第6次和寒町総合計画の策定にあたり、自治基本条例の基本理念である町民参画や協働のまちづくりに基づき、多くの町民の皆さんのご意見やご要望を計画に反映するため、次の取り組みを行いました。

1 町民意向調査

本町にお住まいの高校生年代以上1,000名を無作為に抽出し、令和元年（2019年）12月に実施した結果、483名（回答率48.3%）の回答を得ました。

集計の結果、全体的に「住みよい町」との回答が多かったが、「交通や買い物の不便さや、福祉医療面が不安」といった回答割合も高く、今後力をいれるべき政策としては「基幹産業である農業の振興」「商工業や観光の振興」「担い手や働く場の確保」などの意見がありました。



町民意向調査表

2 中学生アンケート調査

和寒中学校の生徒、1年生から3年生の77名を対象にアンケート調査を実施し、70名（回答率90.9%）の回答を得ました。

集計分析の結果、本町の印象として「自然が豊か」「町の中がきれい」「町民のやさしさを感じられる」などの意見が寄せられ、将来どのような町になってほしいかに対しては「人がたくさん集まるような町」「遊べる場所もあって賑やかな町」などの意見が出されました。

3 町政懇談会

地域の皆さんのご意見やご要望を町政運営に反映するため、令和2年（2020年）7月から、12の自治会ごとに町政懇談会を開催しました。

今後も総合計画の推進を図るため、地域と一体となったまちづくりを進めてまいります。

4 町民まちづくり会議

町民参画と協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりの基本的な方向性を議論し、広く町民の声を計画に反映することを目的に、各団体推薦委員9名と公募委員2名の11名による、町民が主体となった会議を行いました。

今後も町政に対してのご意見やご要望などをこれまで以上に反映することができるよう取り組んでまいります。



町民まちづくり会議

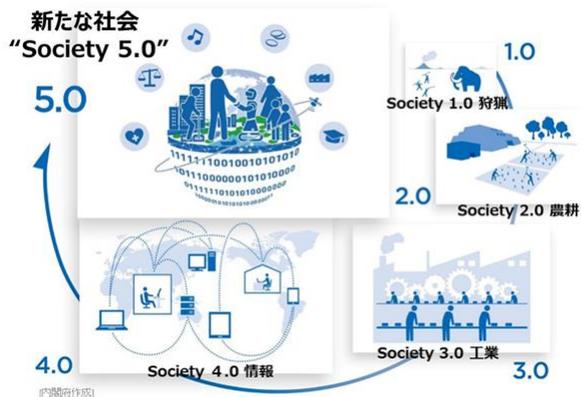
第4章 横断的な施策の展開 新しい時代の流れを力にする

《第1節》 Society5.0 の推進

情報通信技術や AI などの未来技術は、物やサービスの生産性・利便性を大きく向上させることや、産業や生活などの質を高めることができる力を秘めており、人口減少など、和寒町の課題を解決・改善するための重要な要素となります。

AI や地域における情報通信基盤、自動運転技術など、日々進歩する未来技術の活用を検討し、和寒町の直面する課題への解決・改善に向け導入していくことで、安全安心で質の高い生活が送れる新たな社会を実現する「Society5.0」を推進していきます。

※Society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。(例: AI、自動運転等)



《第2節》 SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた施策の推進

SDGs は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性あふれる社会の実現に向け、広範囲な社会課題に総合的に取り組むものです。

将来にわたって持続できる「まちづくり」や地域全体の活性化に向けて施策を推進していくにあたり、SDGs の理念に沿って進めることは、施策の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果が期待できることから、SDGs を原動力に各施策を推進していくことができる体制づくりに努めます。

※SDGs: 持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。17のめざすべきゴールで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1. 貧困をなくそう: あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2. 飢餓をゼロに: 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3. すべての人に健康と福祉を: あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4. 質の高い教育をみんなに: すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を実現しよう: ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6. 安全な水とトイレを世界中に: すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに: すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8. 働きがいも経済成長も: 包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう: 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10. 人や国の不平等をなくそう: 国内および国際間の格差を是正する
11. 住み続けられるまちづくりを: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12. つくる責任 つかう責任: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13. 気候変動に具体的な対策を: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14. 海の豊かさを守ろう: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸の豊かさを守ろう: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対策、土地劣化の防止および土壌、ならびに生物多様性損失の防止を図る
16. 平和と公正をすべての人に: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを確保するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17. パートナリーシップで目標を達成しよう: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・レベルでパートナーシップを活発化する

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの基本視点と基本分野

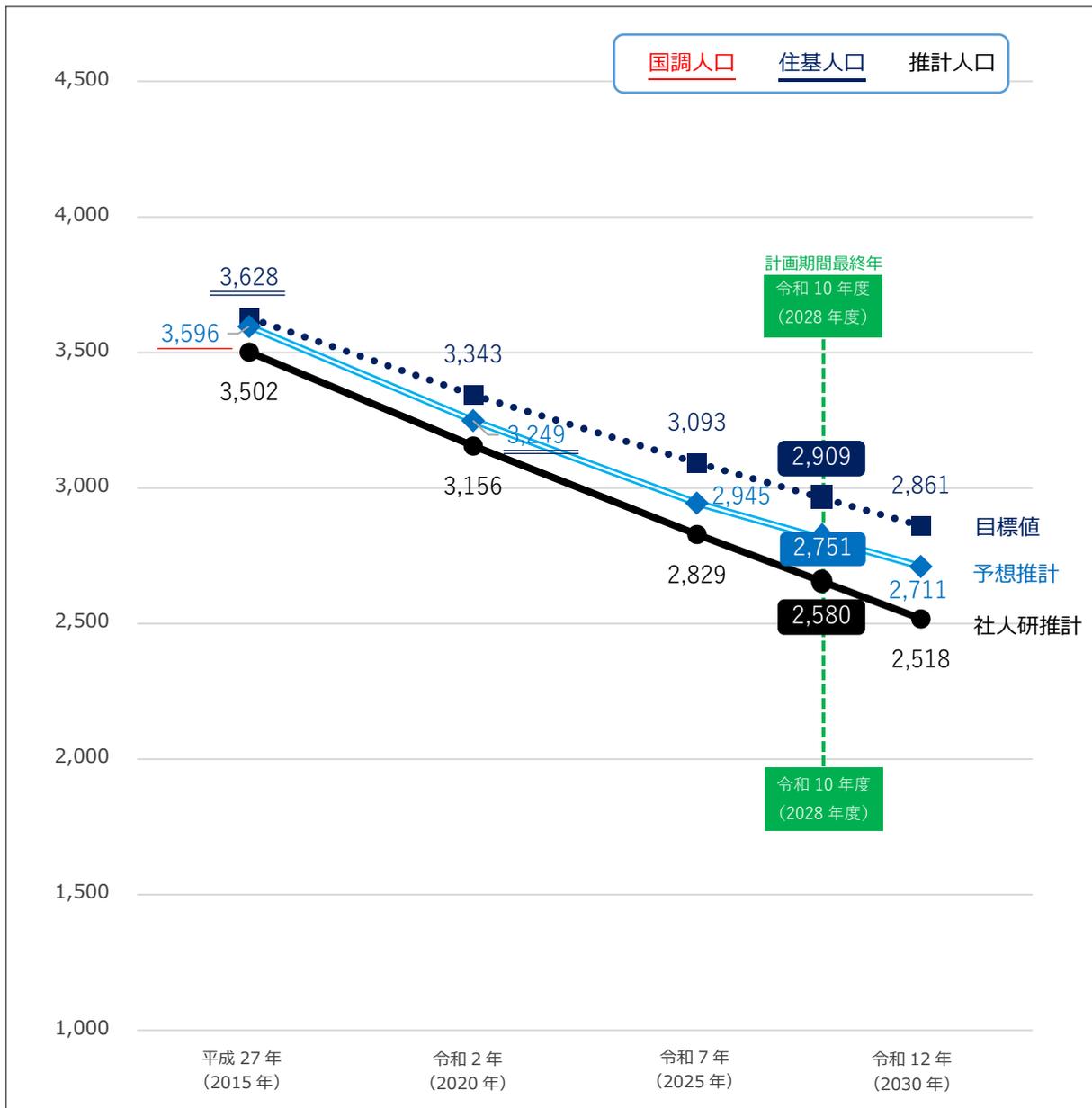
住んでいて良かった、住み続けたいと思えるまちづくりをめざし、7つの分野に区分し施策を展開します。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、十分考慮しながら各施策を推進します。



第2章 将来人口の把握

第6次和寒町総合計画における将来目標人口は、これまでの人口動態を反映したコーホートセンサス間変動率法[※]を用いた国立社会保障・人口問題研究所[※]が公表した2060年までの人口推計を基準に、出生率の向上や、転出超過の抑制を行うなどした、平成28年（2016年）1月に策定の「和寒町人口ビジョン」の将来目標人口を指針とし、計画期間は7つの分野において施策を展開しながら人口推移の状況を把握していきます。



※コーホートセンサス間変動率法：同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化が将来も変化しないと仮定して将来の人口を推計する方法。
 ※国立社会保障・人口問題研究所：少子高齢化の人口問題に関する調査研究を行う厚生労働省の研究機関。

《第1節》生活環境整備計画

快適に安心して暮らせる生活環境を実現するため、町の大切な財産である自然環境を守り育て、資源の有効活用を図るため、ごみの減量化とリサイクルの推進など、人と地球環境に配慮した生活環境整備が求められています。

生活の基礎となる住宅環境の整備、下水施設の整備、町民との協働による環境美化の推進、ごみの減量化と資源リサイクルの推進、葬斎場や墓地・公衆浴場施設の整備、地球温暖化対策の推進など、快適あふれるまちづくりを進めます。

- 1 住環境
- 2 衛生環境整備
- 3 ごみ処理
- 4 葬斎場・墓地
- 5 公衆浴場
- 6 地球温暖化対策



《第2節》消防・救急・防災・生活安全計画

町民の生命、財産をまもるため、消防・救急体制の充実・強化と、異常気象による集中豪雨や地震などの自然災害への対策、交通事故の防止や多様化する犯罪を未然に防ぐための防犯体制の強化などが求められています。

消防・救急体制の充実、総合的な防災体制の強化、町民ぐるみの交通安全運動・防犯体制の強化など、安全安心あふれるまちづくりを進めます。

- 1 消防・救急
- 2 防災
- 3 生活安全



《第1節》産業振興計画

農業や林業、商工業などを取り巻く環境は、情報通信技術の発展に伴う経済のグローバル化や国際貿易協定に伴う農業の自由化、消費者の価値観の多様化に伴う市場競争の激化、環境問題への対応など、高度化かつ多岐にわたっています。

産業の振興を図るため、本町の基幹産業である農業の持続的な発展をめざした支援対策や農業担い手の育成・確保、多面的機能を発揮した森林の整備、時代に応じた魅力ある商工業の振興、起業化の支援、「食」と「観光」を有効に活用した観光事業の取り組みなど、にぎわいあふれるまちづくりを進めます。

- 1 農業
- 2 林業
- 3 商工業
- 4 観光



《第1節》社会福祉計画

子育てにおいては、子育て家庭の孤立、経済的困窮世帯や虐待世帯など様々な課題が多種多様化してきており、高齢者においては、ひとり暮らし世帯が増加傾向にあるなか、生活様式の変化により家族や地域でお互いを支えあうことが少なくなってきたこと、従来の子育て世帯や高齢者、障がいのある人への「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しい状況にあります。

それぞれ公的なサービスを基本としながら、行政と町民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、町民や地域の多様な人・団体・機関がしっかりと連携し合い支え合う、ぬくもりあふれるまちづくりを進めます。

- 1 児童福祉
- 2 高齢者福祉
- 3 心身障がい者(児)福祉
- 4 地域福祉活動
- 5 社会保障



《第1節》保健・医療計画

日本人の平均寿命は医療の発展などにより飛躍的に伸びましたが、社会環境や生活習慣の変化により、生活習慣病にかかる人が増えています。

少子高齢化が急速に進む中、医療費や介護給付費の社会的負担の増加も深刻な問題となっており、食生活の乱れや意識の希薄化なども問題となっています。

平成25年に、誰もが笑顔で健康に暮らすことのできる町をめざして「健康わっさむ21(和寒町健康増進計画)」を策定し、町民の健康づくりに取り組んでおり、今後においても、一人ひとりの健康づくりの意識高揚を図りながら、保健事業のさらなる充実と、診療所においても、安心して利用できる医療サービスの提供に取り組み、元気あふれるまちづくりを進めます。

- 1 保健
- 2 医療



《第1節》基盤整備計画

豊かで快適な生活環境を実現するため、自然環境や気候、風土により形成されてきた恵みの大地と共生しながら基盤整備を進めてきました。

町民のライフラインである水資源の保全と水道水の安定供給、高齢者などに配慮した歩道のバリアフリー化、町道、橋梁の維持改修、除排雪体制の強化とバス交通の適正運行、新しい時代を支える高度な情報通信の整備など、維持管理と予防保全を進めながら、うるおいあふれるまちづくりを進めます。

- 1 水資源・水利用
- 2 道路網整備
- 3 雪対策
- 4 公共交通
- 5 情報通信



《第1節》教育・文化・スポーツ振興計画

人生を豊かに過ごすためには、ライフステージに応じた教育や文化、スポーツ活動などが大きな役割を担います。

学校教育では、一人ひとりの教育ニーズを的確に捉え、確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむことや、社会教育や文化、スポーツ活動においては、多様で質の高い学習機会の提供と学んだ成果を生かす環境づくりや、誰もが気軽にスポーツに親しむ機会や交流が生まれる環境づくりが重要となっています。

教育・文化・スポーツの振興を図るためには、子どもたちの能力を最大限に引き出す学習環境づくりや、生涯学習・社会教育活動の充実、芸術文化活動の推進、魅力ある図書館づくりと生涯スポーツの推進など、希望あふれるまちづくりを進めます。



- 1 学校教育
- 2 社会教育
- 3 スポーツ

《第1節》行財政計画

地方財政の状況は、社会経済の低迷や人口減少により、税収減が進んでいるなか、行政サービスは多様化したニーズに対応するため、高度化かつ多岐にわたっていますが、行政資源が限られていることから補助金の見直しや経常経費の適正化など、選択と集中により持続的な行政運営に努めなければなりません。

まちづくりにおいては、町民と行政が一体となりながら進めていくとともに、自治会の自主的な地域活動を支援し、交流ネットワークを形成しながら、思いやりあふれるまちづくりを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症などによる経済悪化への対策や支援など、国や道などの対策を考慮しながら取り組みます。



- 1 行財政
- 2 まちづくり

第2部 基本構想

